

第 3 2 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和 2 年 2 月 1 0 日 (月) 午前 9 時 開会																											
2 開催場所	三朝町役場 第 4 会議室																											
3 出席委員	<p>農業委員 7 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">会長 山本雅之</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">職代 早栗永人</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">1 番 青木君夫</td> <td style="width: 25%;">欠</td> </tr> <tr> <td>2 番 石田英雄</td> <td></td> <td>3 番 森嶋誠美</td> <td></td> <td>4 番 松原利志</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 番 吉田定夫</td> <td>欠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 5 人</p> <p>農地利用最適化推進委員 5 人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">布廣俊晴</td> <td style="width: 33%;">岩本壽博</td> <td style="width: 33%;">米原章太郎</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td>本田 博</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 5 人</p>	会長 山本雅之		職代 早栗永人		1 番 青木君夫	欠	2 番 石田英雄		3 番 森嶋誠美		4 番 松原利志		5 番 吉田定夫	欠					布廣俊晴	岩本壽博	米原章太郎	山本 満	本田 博				
会長 山本雅之		職代 早栗永人		1 番 青木君夫	欠																							
2 番 石田英雄		3 番 森嶋誠美		4 番 松原利志																								
5 番 吉田定夫	欠																											
布廣俊晴	岩本壽博	米原章太郎																										
山本 満	本田 博																											
4 欠席委員																												
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 事務局員 河中丈正 大村哲也																											
6 議事録署名委員	1 番 青木君夫 委員 2 番 石田英雄 委員																											
7 議事内容等	議案第 8 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (小河内) 議案第 8 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (小河内) 議案第 8 5 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について																											
8 協議事項	(1) 農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農業委員会が定める別段の面積(下限面積) について																											
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について (2) 農地の利用目的等変更通知について (3) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画について																											
9 その他	(1) 登記書類の書き方等の研修について 3 月総会の開催後に、吉田定夫委員を講師に開催する (2) 令和 2 年 3 月 農業委員会総会の日程について 3 月 1 0 日 (火) 午前 9 時～ (3) その他																											
10 閉会	午前 9 時 4 0 分																											

1 開会

《事務局》

定刻になりましたので、ただ今から、第32回三朝町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、山本会長、ご挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

例年今の時期には利用権設定で農地の所有者や耕作者に協議を行っていただいていると思いますが、賃貸料金について意見を求められていると思います。その時には、平均的な額を説明するところですが、農地を耕作してくれる方がいるうちに農地を委ねる意味からも無償での利用権設定の説明をすることも、今後の耕作放棄地対策として必要であると思います。

一方で、中間管理を通した契約について説明してもあまり理解されない状況にあります、継続して説明して理解を得て放棄地対策につながればと考えています。

3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は7名中、5名が出席されています。

定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。

三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことですので、2番 石田英雄 委員、3番 森嶋誠美委員 を指名します。よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議 事

《議長》

これより、日程第5の議事に入ります。

《議長》

「議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

《事務局》

それでは説明させていただきます。

本議案の申請につきましては、譲渡人は小河内集落から転出された方でありまして、従来より譲受人が耕作している農地（田）について譲渡人から無償譲渡の提案があり、話がまとま

ったものでございます。

(審査表説明)

なお、譲受人の審査につきましては2ページの審査表のとおりでありまして、要件を満たしているものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第83号について、承認される方は挙手をお願いします。

【4人の委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第83号は承認されました。

《議長》

「議案第84号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局は、議案の説明を行ってください。

《事務局》

それでは説明させていただきます。

本議案の申請につきましては、譲渡人は前議案と同じく小河内集落から転出された方でございまして、所有する農地（畑）について譲渡人から無償譲渡の提案があり、話がまとまったものでございます。

(審査表説明)

なお、譲受人の審査につきましては14ページの審査表のとおりでありまして、要件を満たしているものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、議案第84号について、承認される方は挙手をお願いします。

【4人の委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第84号は承認されました。

《議長》

議案第85号「農地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第85号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。

【議案書をもとに朗読】

諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第18条第3号の各要件である、

- 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。
- 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。
 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。

のすべて満たしていると判断されるため、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

それぞれ担当地域を確認してください。

《議長》

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《議長》

その他、質疑等はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第85号について、承認される方は挙手をお願いします。

【4人の委員の挙手を確認】

それでは、議案第85号は、承認されました。

《議長》

以上で、本日の議事は終了しました。

引き続き、第6の協議事項に入ります。

事務局は、「(1)農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」の説明をお願いします。

《事務局》

それでは「(1)農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」説明させていただきます。

本件につきましては、毎年3月に別段の面積を定めることについて議案として提案しているところですので、本年も同様に来月の委員会には提案させていただく予定にしておりますが、

- ① 近年、空き家となった住宅と一緒に隣接する家庭菜園的な農地も譲渡したいが、相手方は農地を所有していない
- ② 集落を離れられる方から農地を無償で譲り受けるのだが、経営面積が別段の面積に足りていない

など、集落内の農地の管理を行うことを前提で農地を購入、或いは譲り受ける話がまとまりながら、別段の面積要件がネックとなり、農地の移動、或いは町外からの移住・転入を躊躇するような案件が発生しているようです。

このため参考までに、県外の市町でこのような事例への対応を調査しましたところ、お手元の資料のような別段の面積の設定がありましたので、今後、本町としましてもこれらの事例への対応が必要か否かについて、調査、研究をしてはと考えているところです。

説明は、以上でございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

《7番委員》

空き家に付随する農地だけを対象にするのではなく、放棄地対策につながる種所有権移転であれば、これも対象になるようにしてはどうか。

《事務局》

そういうところも含めて今後、研究していくことにしてはと考えています。

《議長》

その他、何かご質問、ご意見等はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

それでは、「(1)農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」、調査、研究することに賛成の方は挙手をお願いします。

【4人の委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、協議事項の「(1)農地法第3条第2項第5号における農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について」は、調査、研究することに決定されました。

引き続き、第7の報告事項に移ります。

事務局は、説明をお願いします。

《事務局》

それでは、「報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございますが、これは、35ページからの資料のとおり、2件の届出が出ております。

続きまして、「農地の利用目的等変更通知について」でございます。

45ページをご覧ください。

先月の委員会で承認されました3条の申請の農地（田）に隣接する田を、一枚の農地として整形する旨の届出が出ておりますのでご確認いただきたいと思っております。

続きまして、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画について」でございます。

資料51ページからのとおり、西小鹿地内（岩本）にコンクリート中の電波塔を設置する計画が出ておりますのでご確認ください。

報告事項は、以上でございます。

《議長》

事務局からの説明は以上のとおりでしたが、その他、皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

【「なし」の声、多数あり】

8 その他

《議長》

続いて、第8のその他に入ります。

事務局、説明をお願いします。

《事務局》

(1) 登記書類の書き方等の研修について

【協議の結果】

研修を、次回総会（3月10日）終了後に開催することに決定

(2) 令和2年3月の農業委員会総会の日程について

【協議の結果】

3月10日（火）午前9時の開会を予定します。

※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。

事務局からは以上です。

《議長》

皆さんの方からも、その他何かございますか。

《議長》

その他意見等ないので、以上で第7のその他を終わります。

《議長》

その他、全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第32回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月10日

議 長

議事録署名委員

2 番農業委員

3 番農業委員